

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

沿革

- 昭和43年(1968) 千葉市さつきが丘に(有)雲田青果を設立。
昭和55年(1980) スーパーフレック本八幡店をスーパー1号店として開店。以降千葉県を中心に県内各地に店舗開設及びテナント出店。
平成8年(1996) (株)マルタカより埼玉6店舗の営業権譲受。
平成11年(1999) (株)フレック札幌支社、大阪支社開設。

資本金・株式(平成15年3月31日現在)

イ) 資本金

386 百万円

ロ) 発行済株式

普通株式 564,300 株(未公開)

ハ) 主要株主(持株比率)

雲田孝夫	69.04%
株式会社ユニカフェ	12.60%
社員持株会	2.57%
株式会社千葉銀行	2.13%

本社・事業所

- 本 社 : 千葉県千葉市花見川区
千葉東京地区 : フレック本八幡店、勝田台店ほか17店舗
埼玉長野地区 : フレック根岸店、岸町店ほか7店舗
ファーストフード : モスバーガー勝田台店、幕張店ほか5店舗
酒 販 売 店 : L.D フレック西岡店ほか4店舗

経営者

代表取締役 雲田 孝夫

従業員の状況

1,008 名(平成15年3月末日現在)

企業グループ

(株)桜井食品（酒類の卸販売）

(有)油どんや（油類販売）など全8社

2 事業の概要

対象事業者は千葉県及び埼玉県など首都圏に店舗展開する生鮮食品に強みをもつ食品スーパーマーケットである。優良立地に店舗網を保有し、船橋市場を中心とした優位な仕入れの仕組みに基づく低価格での商品供給力に強みを持っており、千葉県を中心とした食品売上市場の成長著しい地域に生鮮食品の安定供給を行う重要な役割を担っている。

3 財務内容

平成16年3月期見込み（単位：百万円）

売上高	:	26,625
営業利益	:	217
経常利益	:	99
当期純利益	:	36
借入金総額	:	10,109

4 主要債権者

千葉銀行 等

第2 支援申込みに至った経緯

対象事業者は過去の過大な不動産投資、積極的な店舗出店により過剰債務を抱えるに至り、平成13年に「3ヵ年中期経営計画」を策定し、低採算店の閉鎖、不要資産売却等による債務圧縮に努めてきた。しかし業績自体の不調により財務体質の改善には至らず、現状の過剰債務を抱えたままでの自力再建は困難と判断。下記に示すような問題点を抱えた事業面、財務面、組織面を含めた抜本的な改革が必須であるとの認識に至り、千葉銀行とともに産業再生機構に支援を申し込むこととした。

(1) 事業面

バブル期の不動産投資により借入れ過大の傾向にあったが、これが解消されないまま店舗展開を進め、また株式公開に向けた大阪出店計画(頓挫)など拡大路線をとりつづけた。

(2) 財務面

競争激化や消費低迷により事業環境が過酷化するなか、自らの強みから外れた戦略を選択して業績低迷を招き、ひいては店舗展開の失敗により大きな損失を被った。

(3) 組織面

経営管理体制が不備であり、業績に対する責任が不明確であった。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

(1) スポンサーとの事業シナジー

各事業の収益性や市場性、競合優位性、スポンサーとなるシートゥーネットワーク株式会社との事業シナジーを総合的に勘案し、対象事業者の中核事業を千葉県及び埼玉県等の食品スーパーマーケット事業と位置付ける。

(2) 経営資源の集中と出店地域の選択

今後は中核事業の五大部門（青果、精肉、鮮魚、加工食品、酒）へ経営資源を集中投下すると同時に、売り場面積 500～1,000 m²の小型店をサプライチェーンのメリットが発揮しうる地域に限定して展開する予定である。

(3) 事業のリストラ

食品スーパーマーケット事業と直接関係しない非中核事業については、速やかに売却または事業の廃止を実施する予定である。

(4) 経営運営体制、人事政策の一元化

組織運営体制や人事政策については、従業員のモチベーション向上に優れたシートゥーネットワークへ一元化する予定である。

2 企業再編（ストラクチャー）

現時点において想定される企業再編は以下のとおり。

(1) 金融機関等からの債務免除を受けることで、会社分割の要件としての「債務の履行の見込み」を確保する。

(2) 分割期日までの間に非中核事業等を整理し、承継対象となる事業を可能な限り中核事業に絞る。

(3) 「中核事業」及び「非中核事業のうち整理未了のもの」を承継対象として、シートゥーネットワークに対して物的吸収分割を行う。これにより、シートゥーネットワークは対象事業者の資産を承継するとともに、負債を免責的に引き受ける。（偶発債務等一部の例外を除く）

- (4) 物的吸収分割に伴って、対象事業者に割り当てられたシートゥーネットワーク株式はシートゥーネットワークにおいて買い取り、対象事業者は清算する。

3 金融支援の概要

約 70 億円の金融支援（債権放棄）を要請する。

第 4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本当期純利益率が 2 %ポイント以上向上し、且つ、有形固定資産回転率が 5 %以上向上し、従業員一人当たり付加価値額が 6%以上向上する。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は 10 倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回るようになる。

3 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回る。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

事業再生計画の実施により、再生対象事業は健全な財政状態となる上、金融支援後の金融債務はシートゥーネットワークに承継されることから、元本返済・金利負担能力においても問題は発生しないことが見込まれているため、リファイナンスされる可能性は高いと判断される。

5 過剰供給構造の解消との関係

事業再生計画の実施により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第 15 条により「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」と判断される。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者には、労働組合が存在しないため、今後ただちに従業員代表と話し合いの機会をもち、事業再生計画につき、労使間で十分な協議を行う予定である。

第5 経営者の責任

経営者の責任を明確化するため、対象事業者の代表取締役社長である雲田孝夫及び他の取締役は、役員退職慰労金請求権を全額放棄すると共に、会社分割後対象事業者に残り清算事務を遂行する。また、いずれの取締役も、スポンサーにおいて役員に就任することはない。

第6 株主の責任

対象事業者はスポンサーへ吸収分割された後、速やかに清算される。清算の際、残余財産が残らないため株主への配当は一切ない見込みである。これにより株主責任は果たされることになる。

以上